

損害賠償請求訴訟の概要

1. 提訴日

2023年10月4日

2. 提訴裁判所

広島地方裁判所

3. 原告

中国電力株式会社（代表者：取締役監査等委員 田村 典正）

（注）会社法の規定により、本訴訟は監査等委員が会社を代表します。

4. 被告

清水 希茂 氏、渡部 伸夫 氏、瀧本 夏彦 氏

5. 損害賠償請求額

金5,992万6,297円およびこれに対する遅延損害金

（注）上記請求額は、各被告に対して、連帯して支払いを求めるものです。

また、今後、新たな損害が確定した場合には請求の拡張を行います。

6. 請求の原因

公正取引委員会から受領した独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令が、現時点において法律上有効であることを前提とすれば、同委員会が認定した違反行為が行われたとされる当時（2018年11月～2020年10月）において、清水 希茂 氏^{（注1）}、渡部 伸夫 氏^{（注2）} および瀧本 夏彦 氏^{（注3）} には、取締役としての法令遵守義務違反、監視監督義務違反および内部統制システム構築運用義務違反があったと判断しました。

具体的には、3氏は、当時、法令に違反する行為に直接関与していたこと（法令遵守義務違反）、3氏（取締役）相互もしくはその使用人の行為を是正・制止するための行為を取っていなかったこと（監視監督義務違反）、およびそれらの行為を防止するための具体的な内部統制システムの構築・運用が不十分であったこと（内部統制システム構築運用義務違反）が挙げられます。

したがって、これらの義務違反により当社が被った損害について損害賠償請求を行うものです。

注1 当時、代表取締役社長執行役員

注2 当時、代表取締役副社長執行役員 販売事業本部長（ただし、2019年6月退任）

注3 当時、取締役常務執行役員 経営企画部門長（ただし、2019年6月からは取締役常務執行役員 販売事業本部長、2020年6月から代表取締役副社長執行役員 販売事業本部長）

なお、当社は、公正取引委員会からの排除措置命令等に対し、取消訴訟を提起しており（本年9月28日お知らせ済）、将来においてその全部または一部について取り消される可能性があるため、取消訴訟の結果によって、本訴訟における訴訟上の主張を撤回または変更することがあり得ます。

以上